

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年9月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100361 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200031 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における標準賞与額を平成 25 年 8 月 9 日は 44 万 5,000 円、平成 26 年 12 月 17 日は 43 万 2,000 円、平成 27 年 7 月 17 日は 40 万 5,000 円、平成 28 年 7 月 20 日は 40 万 2,000 円及び同年 12 月 15 日は 48 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 8 月 9 日、平成 26 年 12 月 17 日、平成 27 年 7 月 17 日、平成 28 年 7 月 20 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 25 年 8 月 9 日、平成 26 年 12 月 17 日、平成 27 年 7 月 17 日、平成 28 年 7 月 20 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 7 月
② 平成 19 年 12 月
③ 平成 25 年 8 月 9 日
④ 平成 26 年 12 月 17 日
⑤ 平成 27 年 7 月 17 日
⑥ 平成 28 年 7 月 20 日
⑦ 平成 28 年 12 月 15 日

A 社に勤務していた当時、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がない。請求期間の賞与の記録を年金記録に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間③から⑦までについて、請求者及び B 銀行が提出した預金取引推移表並びに同期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の給与賞与明細書（以下「預金取引推移表等」という。）によると、請求者は、同期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認される。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③から⑦までに係る標準賞与額については、前述の預金取引

推移表等により推認できる厚生年金保険料額又は賞与支給額から、請求期間③は 44 万 5,000 円、請求期間④は 43 万 2,000 円、請求期間⑤は 40 万 5,000 円、請求期間⑥は 40 万 2,000 円及び請求期間⑦は 48 万 1,000 円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③から⑦までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、A社は、請求者の同期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない旨回答しており、請求者も同期間に係る給与賞与明細書を所持していない上、B銀行は、預金取引推移表については過去 10 年分（平成 24 年 1 月以降の取引）しか作成できない旨回答していることから、同期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200024号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200032号

第1 結論

請求者のA法人における標準賞与額を、平成27年8月10日は45万円、同年12月21日は49万8,000円に訂正することが必要である。

平成27年8月10日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月10日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月
② 平成27年12月

A法人より支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①及び②の賞与の記録がない。請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A法人が提出した請求者の平成27年に係る賞与明細一覧表並びに同法人が委託している税理士が提出した同年に係る給与台帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間①及び②において、同法人から賞与の支払を受け、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の標準賞与額を前述の賞与明細一覧表等により確認できる賞与支給額から、請求期間①は45万円、請求期間②は49万8,000円とすることが必要である。

また、賞与の支給年月日については、前述の源泉徴収簿に記載された支給日から、請求期間①は平成27年8月10日、請求期間②は同年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。